

家庭的保育事業の充実について

家庭的保育事業とは

保育士又は看護師の資格を有する家庭的保育者が、保育所と連携しながら自身の居宅等において少数の主に3歳未満児を保育する事業。
(平成12年度に、保育需要の増に対応するための応急的措置として創設。)

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(平成19年12月)等において、様々な働き方・ライフスタイルに対応するための多様で弾力的な保育サービスの一環としての家庭的保育の制度化や拡充の必要性が言及される一方、実施自治体が少なく、普及が進んでいない。(18年度実績(決算ベース)【実施自治体数】13、【家庭的保育者数】105、【利用児童数】319)

課題

- ・家庭的保育者への支援体制の不足(巡回指導・相談体制、家庭的保育者の休暇時の代替保育の確保 等)
- ・事故発生時の補償の体制
- ・家庭的保育者のなり手がいない
- ・実施自治体が少ない

改善内容(平成20年度)

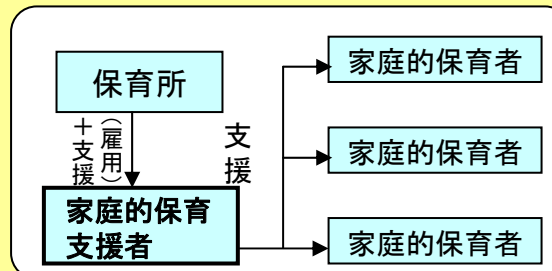
- ・家庭的保育者を支援する専任職員の配置
- ・補助単価の見直し(賠償責任保険料の追加)
- ・補助単価の見直し(俸給の引き上げ 等)
- ・対象児童数の増

平成21年度予算案

予算額案: **1,417,891千円**
対象児童数: **5,000人**

- ・家庭的保育者: 53,400円(児童1人当たり月額)
- ・家庭的保育支援者: 約460万円(年額)
- ・連携保育所: 約170万円(年額)

実施方法(イメージ)



※ 従来どおり、家庭的保育支援者のいない実施形態についても排除しない。

事業の法定化

- 第170回臨時国会において、「児童福祉法の一部を改正する法律」(平成20年12月3日法律第85号)が成立し、児童福祉法において家庭的保育事業が法定化。(平成22年4月1日施行)
- 事業を実施するに当たっての実施基準やガイドラインを策定するため、検討会を開催。

平成20年度第2次補正予算

都道府県が設置する「安心子ども基金(仮称)」において、家庭的保育事業を推進するため、その実施場所に係る改修事業及び家庭的保育者等に対する研修事業を実施。(平成22年度実施分まで一括計上)